

○大雪消防組合火災調査規程

〔平成12年4月1日〕
訓令第4号

改正 平成17年2月1日訓令第1号 平成19年2月26日訓令第10号
平成19年3月19日訓令第19号 平成23年3月30日訓令第5号
平成25年3月21日訓令第3号 平成26年4月1日訓令第4号
令和4年3月16日訓令第2号

（趣旨）

第1条 この規程は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第7章に規定する火災の調査（以下「調査」という。）について、法令に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 火災及び死傷者の定義は、火災報告取扱要領（昭和43年消防総発第393号。以下「取扱要領」という。）の定めるところによる。

2 前項のほか次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる

- （1） 警戒 怪煙、怪火等確かめるため又は放置することにより人心に不安を与え、思慮されるものに出動したものをいう。
- （2） 誤報 通報者が誤って消防機関に通報したものをいう。
- （3） 虚報 消防機関への通報が虚偽の通報であったものをいう。
- （4） 応援 行政区域外の火災に出動したものをいう。
- （5） その他による出動 全各号以外の非火災によって出動したものをいう。

（火災の種別）

第3条 火災の種別は、取扱要領の定めるところによる。ただし、火災の種別が2以上の複合とするときは、焼き損害額の大きなものの種別による。

（調査の目的）

第4条 調査は、火災の原因及び火災により受けた損害を明らかにし、火災予防対策及び消防施策の決定に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

（火災の調査）

第5条 消防長及び消防署長（以下「署長」という。）は、管轄区域内の火災調査の責任を有する。

2 署長は、火災の発生及び原因について、火災調査報告書（別記様式第1号）により火災調査書（別記様式第2号の1及び別記様式第2号の2）他調査書類を添付した火災調査報告書を作成して、消防長に報告しなければならない。

（調査体制の確立）

第6条 消防長及び署長は、調査に必要な人員並びに調査用器材を整備し、調査体制を確立しておかなければならない。

（調査員）

第7条 調査を迅速に行うため消防本部警防課及び消防署に火災調査員（以下「調査員」という。）を置く。

2 消防本部警防課に置く調査員（以下「本部調査員」という。）は、署長から派遣要請があ

ったとき、又は消防長が必要と認めたときは、管轄全域の調査に従事するものとする。

- 3 消防署に置く調査員（以下「署調査員」という。）は、その管轄区域内の調査にあたるものとする。

（調査員の心得）

第8条 調査員は、常に消防関係事象並びに関係法令の研修に努めるとともに、社会の動向に留意して、調査技術の向上に努めなければならない。

（調査時の心得）

第9条 調査にあたっては、関係者の人権尊重を基本として、関係機関と相互に協調を保ち、法令に定めがある場合のほか、不必要な調査を行い、又は民事事件に介入してはならない。

（調査の原則）

第10条 火災原因の調査（以下「原因調査」という。）にあたっては、常に事実の確認を主眼とし、先入観念にとらわれることなく、科学的な方法と合理的な判断により出火原因を究明するよう原因調査に着手しなければならない。

（調査の着手）

第11条 署長は、管轄区域内に火災を覚知したときは、直ちに調査に着手しなければならない。

- 2 署長は、調査のため必要があるときは、消防長に対し本部調査員の派遣を要請することができる。

- 3 消防長は、前項の規定により要請があったとき、又は必要と認めたときは、本部調査員を署調査員の行う調査に協力させるものとする。

（調査の方針）

第12条 原因調査は、物的調査と人的調査を併用し、原因の判定にあたっては物的調査に主眼を置かななければならない。

（出動時の見分）

第13条 火災の発生を覚知し出動する消防隊員は、調査員から把握した事項について、報告を求められたときは、出動時における見分調書（別記様式第3号）を提出しなければならない。

- 2 前項の見分は、次の各号について行なうものとする。

- （1） 出動途中における火煙の状況
- （2） 現場到着時の燃焼部位及び延焼状況
- （3） 延焼中における特異な現象
- （4） 消防隊の活動状況その他必要事項

（物的調査）

第14条 物的調査は、総括的に見た燃焼度合並びに建築物、火気及び電気等の施設、器具及び物件の焼損状況を綿密に見分し、火災原因又は出火点の判定に必要な資料となるよう行わなければならない。

- 2 調査員は、前項により火災現場の実況を見分したときは、実況見分調書（別記様式第4号）にそのてん末を記録しなければならない。ただし、軽易なものにあつてはこの限りでない。

- 3 前項の実況見分調書の記載にあたり文章による表現が困難な場合は、写真及び略図等に

よってこれに替えることができる。

（人的調査）

第15条 人的調査は、法第32条第1項の規定に基づき早期発見者、火元関係者その他関係あるものに対して、出火前後の様相及び火気その他発火物と思料される物の取扱い状況などについて質問し、火災原因又は出火点の判定資料になるよう行わなければならない。

2 質問を行うときは、その場所及び時期などを考慮して、被質問者の任意の供述を得るようにしなければならない。

3 質問を行うときは、みだりに供述を誘導してはならない。

4 質問は、伝聞によらず、直接経験した事実の供述を得るように努めなければならない。

5 調査のため関係者に質問した事項で、その供述内容が調査上重要と認められる場合は、質問調書（別記様式第5号）を作成し、署名を求めておかななければならない。

（現場の保存）

第16条 消火活動に当たる者は、消火に際して出火前の状態を推知できるように留意しなければならない。

2 残火鎮圧に際して、発火場所と認められる箇所及びその付近の物品を移動し、又は原形を変更するような場合は、事後の調査に支障をきたさないよう行わなければならない。

3 調査員は、消火活動終了後直ちに保存の必要のある区域を設定し、その保全に必要な措置を講じなければならない。

4 火災現場において死者を発見した場合は、現場保存に努め、所轄警察署と連携して措置を講じなければならない。

（写真及び図面）

第17条 調査員は、見分内容を明らかにするため、必要な図面を作成するとともに、写真を撮影して実況見分調書に添付、又は貼付しなければならない。

2 図面は、付近図、見取図、建物平面図、発火点付近の復元図及びその他必要な図面とする。

3 現場写真の撮影は、焼き部分全体における位置及び各部分との関係を考慮するとともに必要に応じて尺度を用いて行わなければならない。

4 調査のため撮影した写真は、見分箇所ごとに文章と同一ページに表示するか、又は文章と写真を個別に編纂するものとする。なお、個別に編纂する場合は、写真撮影位置図（別記様式第6号）を作成し、写真台帳（別記様式第7号）に貼付して原板に見出しを付して整理保存しておかななければならない。

（資料の提出命令）

第18条 火災原因調査のために、法第34条第1項の規定に基づく資料の提出命令を行う場合は、火災原因調査資料提出命令書（別記様式第8号）により行わなければならない。

2 前項の規定により、資料を提出させるときは、火災原因調査資料提出書（別記様式第9号）に資料を添えて提出させ、これを受領したときは、受領書を手交するものとする。

（官公署への照会）

第19条 法第32条第2項の規定に基づき官公署又は学識経験者に、証拠物件の鑑定を依頼し、調査のために必要な資料を求める場合は、火災原因調査照会書（別記様式第10号）により照会するものとする。

- 2 前項の鑑定のため物件の原形が変更し、又は消滅するおそれがあるときは、あらかじめ物件についての権限を有する者から鑑定処分承諾書（別記様式第11号）を徴しておかなければならない。

（証拠物件の処分）

第20条 前2条の証拠物件又は資料について調査等の終了後、返還希望及び保管の必要がないと認めたときは、適時廃棄処分するものとする。

（原因の判定）

第21条 火災原因の判定は、物的調査及び人的調査により収集した資料を総合的に検討し、当該火災原因の決定に至った経過を系統的かつ明確に火災原因判定書（別記様式第12号）に記載し、事実を立証するに足りる証拠を明示しておかなければならない。

（防火管理等調査）

第22条 防火管理や防火区画など、消防関係法令や他法令において防火規程が適用されている建築物等で、消防行政上の問題点について明らかにして記録する必要がある火災については、防火管理等調査書（別記様式第13号）に記載しておかなければならない。

（損害調査）

第23条 損害調査において、火災又は消火のために受けた損害の、法第34条第1項の規定に基づく資料の提出命令は、火災損害調査資料提出命令書（別記様式第14号）により行ない、り災届出書（別記様式第15号の1，別記様式第15号の2）を提出させるものとする。ただし、軽微な損害については、この限りでない。

- 2 前項により損害の届け出がされた場合は、届出内容を精査するとともに届出者に対する質問などにより、り災程度及び損害見積額を明らかにし、損害調査書（別記様式第16号）及びり災者別損害調査書（別記様式第17号）を作成するものとする。

（損害算定）

第24条 り災物件の焼損程度及び損害額の算定は、取扱要領の定めるところにより損害額算出明細書（別記様式第18号の1，別記様式第18号の2，別記様式第18号の3，別記様式第18号の4，別記様式第18号の5）により算出するものとする。なお、これによりがたい場合は相応する計算資料を添付するものとする。

- 2 り災内容物の損害額は、前条第1項に規定する、り災届出書（別記様式第15号の1）（裏）により算定する。

（死傷者の報告）

第25条 署長は、火災又は消火において死傷者が発生した場合は、その状況を調査し、死傷者調査書（別記様式第19号）により消防長に報告するものとする。

（り災証明）

第26条 り災の関係者からり災証明書の交付申請（別記様式第20号）が提出された場合は、当該火災の焼損状況等の事実に基づき、り災証明書（別記様式第21号）により証明するものとする。

（即時報告）

第27条 署長は、火災が発生したときは、速やかに即時報告書（別記様式第22号）により消防長に報告するものとする。

（火災等即報）

第28条 署長は、火災・災害報告要領（昭和59年10月15日付消防災第267号消防庁長官）で定める火災等が発生したときは、その事実を適正に把握し、大雪消防組合警防規程実施要綱（平成26年大雪消防組合要綱第2号）第64条に定めるところにより、速やかに消防長に報告するものとする。

2 消防長は、前項の報告に基づき速やかに北海道知事に報告するものとする。この場合において、火災・災害報告要領の直接即報基準に該当する場合は、消防庁長官にも報告しなければならない。

（火災概要）

第29条 署長は、次の各号により火災概要を作成し、翌月の5日までに消防長に報告するものとする。

（1） 火災調査書

（2） その他必要と認めるもの

（林野火災対策資料）

第30条 署長は、林野の焼損面積が20ヘクタール（2,000アール）以上の火災が発生したときは、林野火災対策資料（別記様式第23号（その1）、別記様式第23号（その2）、別記様式第23号（その3））を作成し、翌月の5日までに消防長に報告するものとする。

（製品火災）

第31条 消防長は、製品火災に係る火災が発生したときは、「電気用品及び燃焼機器に係る火災等事故について（通知）」（平成18年9月18日付消防予第398号・消防技第61号）及び「自動車の火災等事故に係る報告について（通知）」（平成19年9月25日付消防予第353号・消防技第69号・消防特第132号）により、消防庁長官に報告するものとする。

（火災に関する照会の回答）

第32条 署長は、捜査機関その他関係機関から火災に関して照会があったときは、その目的及び内容その他必要な理由について審査し、必要事項を回答することができるものとする。

（証人等としての呼出し等）

第33条 調査員は、自己の担当した火災調査に関して捜査機関から参考人として出頭の実請、又は裁判所から証人等として呼出し若しくは召喚を受けたときは、消防長にその事案概要を報告しなければならない。

2 前項により出頭した結果についても、同様とする。

（委任）

第34条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

（当麻町、比布町及び愛別町の大雪消防組合加入による経過措置）

2 平成26年4月1日において、その前日までに上川中部消防組合火災調査規程（平成8年上川中部消防組合訓令第1号）の規定によりなされた手続その他の行為は、なお従前の例による。

附 則（平成17年2月1日訓令第1号）

第8編 業務（大雪消防組合火災調査規程）

この規程は、平成17年2月1日から施行する。

附 則（平成19年2月26日訓令第10号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月19日訓令第19号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月30日訓令第5号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月21日訓令第3号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日訓令第4号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月16日訓令第2号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第5条関係）

町 名	
火災番号（署）	
火災番号（本部）	

火 災 調 査 報 告 書

火災発生年月日 年 月 日

火災発生場所 住 所

焼損物件

消防署

第8編 業務（大雪消防組合火災調査規程）

別記様式第2号の1（第5条関係）（表）

火 災 調 査 書

火 災 種 別 等						火災番号			
出 火 場 所									
火 元	所 有 者 名				所有者住所				
	事 業 所 名				事業所住所				
	用 途				防火対象物区分				
	業 態				出 火 箇 所				
出 火 時 刻									
覚 知 時 刻	入 電								
	指 令								
放水開始 時 刻	常 備								
	消防団								
火 勢 鎮 圧 時 刻									
鎮 火 時 刻									
覚 知 方 法									
初 期 消 火 器 具						効 果			
消 防 車 両 ・ 水 利	常 備	出動車両							
		放水車両				主な水利			
	消防団	出動車両		放水車両		主な水利			
出 人 動 員	消防吏員	発災地消防吏員		組合内応援		組合外応援		計	
	消防団	団本部		分団		分団		分団	
		分 団		分団		分団		延べ出動団員	
		組合内応援団員		組合外応援団員					
消防機関からの距離									
地 域 等	用途地域	防火地域		市街地等		少危等			
出 火 原 因		発 火 源		()		経 過		()	
気 象	天 気				風 向			風 速	
	気 温		湿 度		積 雪		火災警報発令		
火元建物のり災前の状況	工事の状況				工事場所				
	構 造				階 数				
	建 築 面 積				延べ面積				
	防火管理者				消防計画				
	避難誘導				消火訓練				
	統括防火管理者				防災物品				
	防火対象物定期点検報告制度								
	消防用設備等の設置状況								
	住 宅 防 火 対 策								

第8編 業務（大雪消防組合火災調査規程）
（裏）

焼損の程度											出 火 階					
火元焼損面積	焼損床面積											焼 損 表 面 積				
延 焼	延焼による棟数	合 計			全 焼			半 焼			部分焼			ぼ や		
	焼損床面積											焼 損 表 面 積				
区 画	区画の有無											防 火 区 画				
り 災	り 災 世 帯	合 計			全 損			半 損			小 損					
	り 災 人 員															
負 傷 者	負 傷 者 の 区 分	負 傷 程 度			負 傷 者 の 受 傷 原 因											
		重 傷	中 等 症	軽 傷	消 火 中	避 難 中	就 寝 中	作 業 中	そ の 他							
	消 防 吏 員															
	消 防 団 員															
	応 急 消 火 義 務 者															
	消 防 協 力 者															
	その他の者															
	負 傷 者 の 年 齢 ・ 性 別 負 傷 の 状 況 避 難 方 法 等															
死 者	死 者 の 区 分	4 8 時 間 死 者	3 0 日 死 者	死 者 発 生 時 の 状 況												
				消 火 中	避 難 中	就 寝 中	作 業 中	そ の 他								
	消 防 吏 員															
	消 防 団 員															
	応 急 消 火 義 務 者															
	消 防 協 力 者															
	その他の者															
死者の年齢・性別、職業、発生した経過等																
損 害 の 状 況	建 物 火 災	建築物損害額			収容物損害額			損害額合計								
		焼損延棟数			焼損延面積			焼損延表面積								
	林 野 火 災	損 害 額			焼 損 面 積											
	車 両 火 災	損 害 額			焼 損 台 数											
	その他火災	損 害 額														
	爆 発	損 害 額			焼 損 棟 数			破 損 台 数								
	損 害 額 合 計															
摘 要																
調査年月日																
調査員職・氏名																

第8編 業務（大雪消防組合火災調査規程）

別記様式第2号の2（第5条関係）

発見者	住所： 氏名：職業：電話：年齢：			
通報者	住所： 氏名：職業：電話：年齢：			
初期消火者	(1) 住所： 氏名：職業：電話：年齢： (2) 住所： 氏名：職業：電話：年齢：			
状況				
原因判定理由				
判定者				

別記様式第 3 号（第 1 3 条関係）

出動時における見分調書

表記の火災について、として消防活動に従事し、次のとおり見分した。

年 月 日

所 属
階級・氏名

印

出 火 場 所	上川郡	町
出 火 月 日	年	月 日

別記様式第4号（第14条関係）

実況見分調書（第 回）

表記の火災について、火災調査のため関係者の承諾を得て、次のとおり現場を見分した。

年 月 日

所 属

階級・氏名

印

[illegible]

別記様式第5号（第15条関係）

質 問 調 書（第 回）

年 月 日 時 頃

上川郡 町

に発生した火災について、下記の者に質問したところ任意に、次のとおり供述した。

住 所

職業（職）氏名

電 話

年 月 日生（ 歳）

供述者

上記のとおり録取りし読み聞かせたところ誤りのないことを申し立て署名した。

年 月 日

消 防 署

階級氏名

㊞

別記様式第 6 号（第 1 7 条関係）

写真撮影位置図

撮 影 年 月 日	年 月 日	撮 影 枚 数	枚
撮 影 者 職 階 級		撮 影 者 氏 名	

別記様式第 7 号（第 1 7 条関係）

写 真 台 帳

No. _____

No. _____

撮 影 _____ 年 月 日 時 分頃

撮影者 _____

別記様式第 9 号（第 1 8 条関係）

火災原因調査資料提出書	
下記物件を火災原因調査の資料として提出いたします。	
差出人にお返し願います。	
なお、用済みのうへは	
適当に処分してください。	
年 月 日	住 所
	氏 名
大雪消防組合 消防署長	様
提 出 物 件	

----- ⑩ ----- 切 り 取 り 線 -----

受 領 書	
火災原因調査資料として	
受領しました。	
年 月 日	
	大雪消防組合
	消防署長
	様
	⑩

別記様式第 1 0 号（第 1 9 条関係）

火災原因調査照会書

大雪消本警発第		号
年 月		日
様		
発 信 者		
火災原因調査資料照会について		
火災原因調査資料として必要がありますので、次の事項につき至急通報されたく消防法第 3 2 条の規程により照会します。		
記		

別記様式第13号（第22条関係）（表）

防火管理等調査書	
表記の火災について、火災の要因並びに死傷者等の状況を次のとおり調査した。	
出火場所	上川郡 町
出火日時	年 月 日 時 分
作成年月日	年 月 日 時 分
所 属 階級・氏名	
印	
附 近 の 状 況	(1) 気象の状況
	(2) 直近水利の状況
建 物	(3) 消防活動上支障の有無
	(4) 火元対象物の状況
設 備	(5) 出火時の使用状況
	(6) 消防用設備等の設置状況
	(7) 点検状況
防 火 管 理	(8) 作動状況
	(9) 消防隊の活用状況
	(10) 防火管理の状況
危 険 物	
	(11) 共同防火管理協議会の状況
	(12) 消防計画等の状況
	(13) 火災に関連する危険物等の状況

第8編 業務（大雪消防組合火災調査規程）

（裏）

査 察	(14) 査察の状況
発 見	(15) 発見の状況
通 報	(16) 通報の状況
初 期 消 火	(17) 初期消火の状況
延 焼	(18) 延焼の状況
	(19) 防火区画の効果
消 防 活 動	(20) 救出、救護の状況
避 難	(21) 避難階段等の状況
	(22) 避難の状況
死 傷 者	(23) 死傷者の年齢、職業、心身の状態
	(24) 死傷者のいた場所
	(25) 発生した場所
	(26) 程度
	(27) 死傷者の発生した経過
そ の 他	(28) 同一建物等にいた者
	(29) その他

第 8 編 業務（大雪消防組合火災調査規程）

別記様式第 1 4 号（第 2 3 条関係）

火災損害調査資料提出命令書	
火 災 発 生 年 月 日	年 月 日 時 分 頃
出 火 場 所	上川郡
上記火災の調査上必要があるので、火災損害額等を別添用紙に記入のうえ 年 月 日まで 消防署に提出してください。 大雪消防組合 消防署長 ㊟ 様	

※注意事項 理由なく資料の提出を拒み、又は虚偽の資料を提出した場合は消防法第 44 条により、処罰されることがあります。

-----㊟-----切 り 取 り 線 -----

受 領 書	
火 災 発 生 年 月 日	年 月 日 時 分 頃
出 火 場 所	上川郡
上記火災に際し火災損害調査資料提出命令書を受領いたしました。 年 月 日 受領者名 大雪消防組合 消防署長 様	

第8編 業務（大雪消防組合火災調査規程）

(裏)

[illegible]

備考 ※印の欄は、記入しないこと。

別記様式第15号の2 (第23条関係)

届出人 住所
氏 名
電 話

- 1776 -

第8編 業務（大雪消防組合火災調査規程）

別記様式第16号（第23条関係）

損 害 調 査 書 表記の火災について、次のとおり調査した。 年 月 日 所 属 階級・氏名 ㊟				
出 火 場 所		上川郡 町		
出 火 日 時		年 月 日 時 分 頃		
り 災 順 位		1 ()	2 ()	3 () 計
責 任 者 氏 名 (区 分)		(占・管・所)	(占・管・所)	(占・管・所)
所 在 番 地				
構 造 / 階 数		/	/	/
用 途				
建 築 面 積 (m ²)				
延 面 積 (m ²)				
災 害 状 況	り （ 1 ） 焼 損 面 積	焼 損 面 積 (床 面 積)	階	
		焼 損 面 積 (床 面 積)	階	
		焼 損 面 積 (床 面 積)	階	
		焼 損 面 積 (床 面 積)	階	
		計		
	(2)前(1)以外の損害			
	建 物 の り 災 程 度			
	り 災 世 帯 (人 員)			
	死 傷 者			
	損 害 額	建 物	焼 き	
消 火				
爆 発				
計				
収 容 物		焼 き		
		消 火		
		爆 発		
		計		
建 物 ・ 収 容 物 以 外				
合 計				
火 災 保 險				

第8編 業務（大雪消防組合火災調査規程）

別記様式第17号（第23条関係）

り災者別損害調査書

り 災 場 所		上川郡				
り 災 年 月 日		年 月 日 時 分 頃				
職 業	建 物 また は 収 容 品 り 災 者 住 所 ・ 氏 名	世 帯 数	人 員	建 物 また は 収 容 品、 り 災 程 度	見 積 損 害 額	火 災 保 険 名 契 約 金 額 証 明 発 行 欄

第8編 業務（大雪消防組合火災調査規程）

別記様式第18号の1（第24条関係）

損害額算出明細書（木造）

（経過年数及び建築時単価が判明している場合）

氏 名（対象名）			所 在 地		
構造・階数・延べ面積	造・階建て・延べ		m ²	用 途	
建 築 時 (面 積 m ²)					
建 築 年 月	年 月	建 築 時 価 格	円	建 築 時 単 価	円
経 過 年 数	年	残 存 率		建築時建築費指数	
り災時建築費指数		焼 損 床 面 積	m ²	焼 損 表 面 積	m ²
増 築 時 (面 積 m ²)					
増 築 年 月	年 月	増 築 時 価 格	円	増 築 時 単 価	円
経 過 年 数	年	残 存 率		増築時建築費指数	
り災時建築費指数		焼 損 床 面 積	m ²	焼 損 表 面 積	m ²

計算 1

1 式 建築時単価 × $\frac{\text{り災時の建築費指数} \text{ }}{\text{建築時の建築費指数} \text{ }}$ = 再建築費単価 円

2 式 建築時単価 × $\frac{893 \text{ (昭和 42 年 9 月期の木造建築費指数)}}{\text{建築時の建築費指数} \text{ }}$ = 3.3 m²当たり評点数 点

3 式 再建築時単価 × 定額法による残存率 × 1.0 = 時価単価 円
(100 円未満切り捨て)

4 式 時価単価 × $\frac{\text{焼損床面積} \text{ m²}}{3.3 \text{ m²}}$ = 建物損害額 円
≒ 円 (1000 円未満四捨五入)

計算 2（増築されている場合）

1 式 増築時単価 × $\frac{\text{り災時の建築費指数} \text{ }}{\text{増築時の建築費指数} \text{ }}$ = 再建築費単価 円

2 式 増築時単価 × $\frac{893 \text{ (昭和 42 年 9 月期の木造建築費指数)}}{\text{増築時の建築費指数} \text{ }}$ = 3.3 m²当たり評点数 点

3 式 再建築時単価 × 定額法による残存率 × 1.0 = 時価単価 円
(100 円未満切り捨て)

4 式 時価単価 × $\frac{\text{焼損床面積} \text{ m²}}{3.3 \text{ m²}}$ = 建物損害額 円
≒ 円 (1000 円未満四捨五入)

既存部分 + 増築部分 = 建物損害額 千円

計算 3（焼損表面積の場合）

区分 部分別	A 部分別構成比率 ()内はホル式の建物	B 時価単価 (円)	C 3.3 m ² 当たり 損害額 (円)	D $\frac{\text{焼損表面積}}{3.3 \text{ m}^2}$	E 損害額 (円)
屋 根	0.10 (0.13)				
小 屋 組	0.11 (0.14)				
基 礎	0.06 (0.09)				
柱	0.09 (0.12)				
外 壁	0.08 (0.09)				
内 壁	0.10 (0.08)				
天 井	0.04 (0.04)				
床	0.09 (0.05)				
造 作	0.06 (0.07)				
建 具	0.10 (0.07)				
その他の工事	0.04 (0.04)				
建 築 設 備	0.13 (0.08)				
計	A×B=C		C×D=E		

≒ 千円
(1,000 円未満四捨五入)

第8編 業務（大雪消防組合火災調査規程）

別記様式第18号の2（第24条関係）

損害額算出明細書（木造）

（建築時単価が不明の場合）

氏 名（対象名）			所 在 地		
構造・階数・延べ面積	造・階建て・延べ		m ²	用 途	
建 築 年 月	年 月	経 過 年 数	年	残 存 率	
建築時建築費指数		り災時建築費指数		焼 損 床 面 積	m ²
焼 損 表 面 積	m ²				

計算1

部 分 別	構 造	別 評 点 数
屋 根		
基 礎		
外 壁		
柱		
造 作		
内 壁		
天 井		
床		
建 具		
その他の工事		
計		

- 1 式 評点数合計 + (評点数合計 × 0.15) = 3.3 m²当たり評点数 点
- 2 式 3.3 m²当たり評点数 × $\frac{\text{り災時の建築費指数}}{893 \text{ (昭和42年9月期の木造建築費指数)}}$ = 再建築費単価 円
- 3 式 再建築費単価 × 定額法による残存率 × 1.0 = 時価単価 円
(100 円未満切り捨て)
- 4 式 時価単価 × $\frac{\text{焼損床面積} \text{ (m}^2\text{)}}{3.3 \text{ m}^2}$ = 建物損害額 円
≒ 円 (1000 円未満四捨五入)

計算2（焼損表面積の場合）

区分 部分別	A 部分別構成比率 ()内はホル式の建物	B 時価単価 (円)	C 3.3 m ² 当たり 損害額 (円)	D $\frac{\text{焼損表面積}}{3.3 \text{ m}^2}$	E 損害額 (円)
屋 根	0.10 (0.13)				
小 屋 組	0.11 (0.14)				
基 礎	0.06 (0.09)				
柱	0.09 (0.12)				
外 壁	0.08 (0.09)				
内 壁	0.10 (0.08)				
天 井	0.04 (0.04)				
床	0.09 (0.05)				
造 作	0.06 (0.07)				
建 具	0.10 (0.07)				
その他の工事	0.04 (0.04)				
建 築 設 備	0.13 (0.08)				
計	A×B=C		C×D=E		

≒ 千円
(1,000 円未満四捨五入)

第8編 業務（大雪消防組合火災調査規程）

別記様式第18号の3（第24条関係）

損害額算出明細書（木造）

〈経過年数及び建築時単価が不明な場合又は改築並びに修繕の場合〉

氏 名（対象名）			所 在 地		
構造・階数・延べ面積	造・階建て・延べ		m ²	用 途	
建 築 年 月	年 月	経 過 年 数	年	残 存 率	
建築時建築費指数		り災時建築費指数		焼 損 床 面 積	m ²
焼 損 表 面 積	m ²				

計算1

部 分 別	構 造	別 評 点 数
屋 根		
基 礎		
外 壁		
柱		
造 作		
内 壁		
天 井		
床		
建 具		
その他の工事		
計		

- 1 式 評点数合計 + (評点数合計 × 0.15) = 3.3 m²当たり評点数 点
- 2 式 3.3 m²当たり評点数 × $\frac{\text{り災時の建築費指数}}{893 \text{ (昭和42年9月期の木造建築費指数)}}$ = 再建築費単価 円
- 3 式 再建築費単価 × 消耗度による残存率 × 1.0 = 時価単価 円
(100 円未満切り捨て)
- 4 式 時価単価 × $\frac{\text{焼損床面積} \text{ (m}^2\text{)}}{3.3 \text{ m}^2}$ = 建物損害額 円
≒ 円 (1000 円未満四捨五入)

計算2（焼損表面積の場合）

区分 部分別	A 部分別構成比率 ()内はホル式の建物	B 時価単価 (円)	C 3.3 m ² 当たり 損害額 (円)	D $\frac{\text{焼損表面積}}{3.3 \text{ m}^2}$	E 損害額 (円)
屋 根	0.10 (0.13)				
小 屋 組	0.11 (0.14)				
基 礎	0.06 (0.09)				
柱	0.09 (0.12)				
外 壁	0.08 (0.09)				
内 壁	0.10 (0.08)				
天 井	0.04 (0.04)				
床	0.09 (0.05)				
造 作	0.06 (0.07)				
建 具	0.10 (0.07)				
その他の工事	0.04 (0.04)				
建 築 設 備	0.13 (0.08)				
計	A×B=C		C×D=E		

≒ 千円
(1,000 円未満四捨五入)

第8編 業務（大雪消防組合火災調査規程）

別記様式第18号の4（第24条関係）

損害額算出明細書（耐火）

氏 名（対象名）			所 在 地		
構造・階数・延べ面積	造・階建て・延べ		m ²	用 途	
建 築 年 月	年 月	建 築 時 価 格	円	建 築 時 単 価	円
経 過 年 数	年	残 存 率		建築時建築費指数	
り災時建築費指数		焼 損 床 面 積	m ²	焼 損 表 面 積	m ²

計算1（躯体部が再使用可能な場合）

昭和44年11月26日消防総第429号「耐火建築物の損害算出基準について」の通達より部分算定

部 分 別	A 焼損表面積	B 単価(円)	C 価格(円)	部 分 別	A 焼損表面積	B 単価(円)	C 価格(円)
天 井 の 部				シャッターの部			
壁 体 の 部				昇降設備 の 部			
床 の 部				ハッチャーシ ャッターの部			
カラスの部							
計	A×B=C						

≒ 千円

(1,000円未満四捨五入)

1式 部分別損害査定合計 × $\frac{\text{り災時の建築費指数}}{\text{昭和42年9月期の建築費指数}}$ = 再建築費単価 円

2式 建築時単価 × $\frac{\text{昭和42年9月期の建築費指数}}{\text{建築時の建築費指数}}$ = 3.3㎡当たり評点数 点

3式 再建築費単価 × 定額法による残存率 = 建物損害額 円
≒ 円 (1000円未満四捨五入)

計算2（躯体部が再使用不可能の場合）

1式 部分別損害査定合計 × $\frac{\text{り災時の建築費指数}}{\text{昭和42年9月期の建築費指数}}$ = 再建築費単価 円

2式 建築時単価 × $\frac{\text{昭和42年9月期の建築費指数}}{\text{建築時の建築費指数}}$ = 3.3㎡当たり評点数 点

3式 再建築費単価 × 定額法による残存率 = 建物損害額 円 (100円未満四捨五入)

4式 時価単価 × $\frac{\text{焼損面積}}{3.3 \text{ m}^2}$ = 建物損害額 円
≒ 円 (1000円未満四捨五入)

第8編 業務（大雪消防組合火災調査規程）

別記様式第18号の5（第24条関係）

損害額算出明細書（林野・車輛・船舶・航空機・その他）

氏 名 (対象名)				所 在 地			
林 野							
用 途	林野・原野・牧野	人 天 別	人工林・天然林	樹 種			
林 令	年	焼 損 面 積	a	焼 損 材 積	m ³ 本		
※昭和54年2月13日農林水産省告示第165号「立木の評価基準」により算出する。 ※牧野等における損害は、成果品となる金額とする。（適時損害計算書を添付すること。） 損害額 円							
車両・船舶・航空機・その他（構築物に限る。）							
区 分	☐ 車 輛 ☐ 船 舶 ☐ 航空機 ☐ その他						
用 途		価 格	円	初 年 度 登 録	年 月 日		
取 得 年 月 日	年 月 日	経 過 年 数	年	残 存 率			
計算1（新品を取得した場合） 耐用年数がある 取得価格 × 定額法による残存率 = 時価価格 円 ≡ 損 害 額 円 （1000円未満四捨五入） 耐用年数が経過 取得価格 × 0.1 = 時価価格 円 ≡ 損 害 額 円 （1000円未満四捨五入）							
計算2（中古品を取得した場合） 耐用年数の一部が経過している場合 （耐用年数 - 経過年数 ） + （経過年数 × 0.2） = 中古品の耐用年数 （1年未満切捨て） 取得価格 × 定額法による残存率 = 時価価格 円 ≡ 損 害 額 円 （1000円未満四捨五入） 耐用年数の全部が経過している場合 耐用年数 × 0.2 = 中古品の暫定耐用年数 （1年未満切捨て） 取得価格 × 定額法による残存率 = 時価価格 円 ≡ 損 害 額 円 （1000円未満四捨五入） 耐用年数の一部及び全部が経過した中古品の耐用年数が経過している場合 取得価格 × 0.1 = 時価価格 円 ≡ 損 害 額 円 s（1000円未満四捨五入）							
計算3（航空機の場合） ※減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）により耐用年数を求め計算1または計算2により算出する							

第8編 業務（大雪消防組合火災調査規程）

別記様式第19号（第25条関係）

死 傷 者 調 査 書

住 所 又 は 所 属			
氏 名		性 別	1 男性 2 女性
生 年 月 日		年 月 日 (歳)	職 業
死 傷 状 況		1 死 亡 2 重 症 3 中等症 4 軽 症	
死 傷 者 区 分		1 消防職員 2 消防団員 3 消火協力者 4 応急消火義務者 5 その他の者（ ☐ 自損・ ☐ その他）	
負 傷 者	避 難 方 法	1 自力避難（ ☐ 施設・ ☐ 器具・ ☐ その他） 2 消防隊による救助 3 避難の必要なし 4 その他	
	受 傷 原 因	1 火炎にあおられる・高熱の物質に接触 2 煙を吸う 3 飛散物・摩擦 4 放射熱 5 飛び降り 6 その他	
	受 傷 時 の 状 況	1 消火中 2 避難中 3 就寝中 4 作業中 5 その他	
	30 日 死 者 区 分	1 該当 2 非該当	
死 者	出 火 者 区 分	1 本人 2 他人 3 不明	
	火元・類焼区分	1 火元 2 類焼 3 建物外	
	作業中の区分	1 仕事中 2 仕事外 3 在校中 4 在校外 5 その他	
	火気取扱区分	1 喫煙中 2 暖房器具取扱中 3 炊事中 4 その他 5 不明	
	死 因 区 分	1 一酸化炭素中毒・窒息 2 火傷 3 打撲・骨折等 4 その他 5 不明	
	起 床 区 分	1 就寝中 2 起床中 3 不明	
	飲 酒 区 分	1 飲酒（ ☐ 有・ ☐ 無） 2 泥酔（ ☐ 有・ ☐ 無） 3 不明	
	傷 病 等 区 分	1 傷病（ ☐ 有・ ☐ 無・ ☐ 不明） 2 寝たきり（ ☐ 有・ ☐ 無・ ☐ 不明） 3 身体不自由者（ ☐ 有（ ）・ ☐ 無・ ☐ 不明）	
	発 生 経 過		
	出火時いた場所		
	死者発生場所		
	出火時死者のいた建物等と 同一の建物等にいた者の数		

備考：この様式は、1死傷者ごとに別葉とする。

第8編 業務（大雪消防組合火災調査規程）

別記様式第20号（第26条関係）

年 月 日			
大雪消防組合 消防署長 様			
申 請 者 住 所 職 業 氏 名 電 話			
り 災 証 明 申 請 書			
使 用 目 的 または提出先		必 要 枚 数	枚
申 請 者 と り 災 対 象 物 と の 関 係	所有者・管理者・占有者・担保権者・その他（ ）		
り 災 年 月 日	年 月 日 時 分 頃		
り 災 場 所			
り 災 物 件 及 び り 災 状 況	1、建 物（ ）～焼損・水損・破損・汚損		
	2、建物の収容物（ ）～焼損・水損・破損・汚損		
	3、その他の物件（ ）～焼損・水損・破損・汚損		
り 災 の 原 因	1、火災 2、事故		
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄	※ 手 数 料 欄	

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

別記様式第 2 1 号（第 2 6 条関係）

り 災 証 明 書	
り 災 年 月 日	年 月 日 時 分 頃
り 災 場 所	
り 災 物 件 及 び り 災 状 況	
第 号 上記のとおりであることを証明する。 年 月 日 大雪消防組合 消防署長 印	

第8編 業務（大雪消防組合火災調査規程）

別記様式第22号（第27条関係）

即 時 報 告 書

火災種別				出動区分									
発生場所													
関係者		氏名			住所								
		職業			生年月日		電話						
出火日時				覚知方法									
覚知時刻	入電			対象物区分									
	指令			態 様									
放水開始				建築物	構造		階数						
火勢鎮圧					建築面積		延べ面積						
鎮火時間				初期消火									
焼損程度	建築物		火 元	延 焼	合 計	林 野							
		焼 損 面 積			m ²								
		焼 損 表 面 積			m ²								
焼損棟数	合 計	火 元	延 焼	り災世帯	合 計	全 焼	半 損	小 損	人 員				
発 見 者	氏名			住 所									
	職業			生年月日		電話							
通 報 者	氏名			住 所									
	職業			生年月日		電話							
消 火 者	氏名			住 所									
	職業			生年月日		電話							
死 者	氏名		職 業		生じた理由								
	氏名		職 業		生じた理由								
負 傷 者	氏名		職 業		生じた理由								
	氏名		職 業		生じた理由								
出火箇所				天候		風向		風速		気温		湿度	
出動人員 及び 出動車輛	出動人員		発 災 地	応 援 (組合内)	応 援 (組合外)	出動車輛		発 災 地	応 援 (組合内)	応 援 (組合外)			
		職員					放水有						
		団員					放水無						
		計					計	台	台				
出火原因 (推定を含む)													
調査年月日：平成 年 月 日				記載者職氏名：									

別記様式第23号(その1)(第30条関係)

出火日時		年 月 日 時 分		出火場所		市(区) 町 村		原因の詳細:	
発見日時		月 日 時 分		発見者 年齢・性別		歳 男・女		発見当時の状況:	
覚知日時		月 日 時 分		覚知方法					
鎮圧日時		月 日 時 分		先着消防 到着日時		月 日 時 分		出火原因	
鎮火日時		月 日 時 分		放水開始 日時		月 日 時 分		コード番号 内容	
初期消火の状況:									
火元及び周辺の状況									
観測日時: 日 時 分		観測場所:		火元の位置		森林種別		制・普	
天 気		相 対 湿 度		斜 面 方 位		人 天 別			
風 向		実 効 湿 度		傾 斜		樹 種			
平均風速		m/sec		最終降雨日からの日数		斜 面 長		林 齢	
最大風速		m/sec		過去1ヶ月間の降雨量		地 被 物 の 量		高	
気 温		°C		事前10日間の降雨量		地 被 物 の 種 類			
予警報の 発令日時		乾燥注意報		月 日 時 分		その他参考事項:			
		火 災 警 報		月 日 時 分					
		強風注意報 (その他)		(月 日 時 分)					
区 分		面 積		損 害 額					
国 有 林		ha		千円					
都道府県有林		ha		千円					
市町村有林		ha		千円					
私有林		ha		千円					
原野及び牧野		ha		千円					
計		ha		千円					
その他(建物、機械等)				千円					
損 害 状 況		森 林		森 林 の 損 害 状 況					
区 分		面 積		損 害 額					
国 有 林		ha		千円					
都道府県有林		ha		千円					
市町村有林		ha		千円					
私有林		ha		千円					
原野及び牧野		ha		千円					
計		ha		千円					
その他(建物、機械等)				千円					
損 害 状 況		森 林		森 林 の 損 害 状 況					
区 分		面 積		損 害 額					
国 有 林		ha		千円					
都道府県有林		ha		千円					
市町村有林		ha		千円					
私有林		ha		千円					
原野及び牧野		ha		千円					
計		ha		千円					
その他(建物、機械等)				千円					
損 害 状 況		森 林		森 林 の 損 害 状 況					
区 分		面 積		損 害 額					
国 有 林		ha		千円					
都道府県有林		ha		千円					
市町村有林		ha		千円					
私有林		ha		千円					
原野及び牧野		ha		千円					
計		ha		千円					
その他(建物、機械等)				千円					
損 害 状 況		森 林		森 林 の 損 害 状 況					
区 分		面 積		損 害 額					
国 有 林		ha		千円					
都道府県有林		ha		千円					
市町村有林		ha		千円					
私有林		ha		千円					
原野及び牧野		ha		千円					
計		ha		千円					
その他(建物、機械等)				千円					
損 害 状 況		森 林		森 林 の 損 害 状 況					
区 分		面 積		損 害 額					
国 有 林		ha		千円					
都道府県有林		ha		千円					
市町村有林		ha		千円					
私有林		ha		千円					
原野及び牧野		ha		千円					
計		ha		千円					
その他(建物、機械等)				千円					
損 害 状 況		森 林		森 林 の 損 害 状 況					
区 分		面 積		損 害 額					
国 有 林		ha		千円					
都道府県有林		ha		千円					
市町村有林		ha		千円					
私有林		ha		千円					

別記様式第23号（その2）（第30条関係）

消火活動人員の内訳	区分	日別人員数		1日目 従事者	2日目 従事者	3日目 従事者	4日目 従事者	延焼阻止の理由	消防気象地形	ア有効注水 イ防火線の伐開 ウ迎火 ア風力が弱まった イ風向が変わった ウ降雨 ア既設防火線 ア通報の遅れ イ現場到着の遅れ ウ資機材の不足 エ水利不足 オ連絡体制の不備	地	イ断崖 ウ湖沼、海 エ河川(幅 m) オ道路(幅 m) カ空地 ア飛火の消火 イその他()	焼け止り線の状況：	
		消防本部	消防団											
消火活動人員の内訳	消防本部													
消火活動人員の内訳	消防団													
消火活動人員の内訳	応援消防本部													
消火活動人員の内訳	応援消防団													
消火活動人員の内訳	自衛消防隊													
消火活動人員の内訳	営林署													
消火活動人員の内訳	消防協力者													
消火活動人員の内訳	その他													
消火活動人員の内訳	計													
既設防火線	防火線													
伐開した防火線	防火線													
消火活動に最も効果のあった消防機器														
消火活動に不足していた消防機器														
水利状況：														
空 中 消 火 の 実 施 状 況														
区分 月 日	ヘリコプター 機種(所属)	機数	空中 実 施	消 火 時 間	散 布 回 数	消 火 薬 剤 種類	使用量 kg	消火薬剤散布装置 型式(容量)	数 量	混合機	組立水槽	消火方法	消 火 効 果 等	
(1日目)			機	自 至	回					基	基	直接消火 間接消火	消火効果の有無：有 無 消火効果がなかった場合の理由：	
(2日目)				自 至								直接消火 間接消火		
(3日目)				自 至								直接消火 間接消火		
(4日目)				自 至								直接消火 間接消火		
計				時間									散布総量(薬剤+水) t	

別記様式第 23 号（その 3）（第 30 条関係）

町 地 区 林 野 火 災 動 態 図

出火日時 平成 年 月 日 時 分
鎮火日時 平成 年 月 日 時 分

縮尺	方位	凡 例		
$\frac{1}{10,000}$ 		色分け	日時分	焼損面積 (ha)
			:	
			:	
			:	
			:	
			:	

0 500 1,000m